

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	01	きめこまやかな総合的福祉の推進

目的

区民が安心して福祉サービスを利用することができるように、福祉制度全般に対応する利用者を支援する制度が確立することを目的とします。

認知症高齢者等が、判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活が困難となった場合にも、地域で安心して生活を続けられるように成年後見制度推進機関を設置し、制度の積極的な活用を目指します。

対象・手段

利用者支援の充実【対象】福祉サービス利用者及び福祉サービス事業者【手段】ホームページによる総合的な情報提供、福祉総合電話相談等の相談体制の充実、福祉サービス第三者評価の推進

成年後見制度の利用促進【対象】成年後見制度の利用を必要とする区民及びその家族など【手段】委員会を設置して成年後見制度推進機関の設置運営について検討するほか、制度の周知を図ります。

施策の方向

支援を必要とする人や家族に対し、福祉関連部門が連携した総合的な情報提供を目指します。

わかりやすく、利用しやすい相談体制の整備に努めます。また、関係部署と連携した総合的なサービス調整を可能にします。

利用者の選択権の保障、サービスの質の向上、情報公開のしくみを構築することにより、利用者が安心して福祉サービスを受けられるようにします。

成年後見制度の利用促進を図るために、成年後見制度推進機関の設置に向けた検討を行い、パンフレット等による制度の周知に努めます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
福祉ホームページアクセス件数		福祉ホームページへのアクセス件数		(平成18年度に1,176,000件)	年度にの水準達成	
福祉総合電話相談件数		福祉総合電話相談における相談件数		(平成18年度に120件)	年度にの水準達成	
民間サービス事業者のサービス評価受審件数		受審費用助成の制度を利用してサービス評価を受審した民間の介護サービス事業者の数		(平成18年度に36所)	年度にの水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	件		1176000.00	1176000.00	新HP 654,101件 旧HP 990,460件
	実績1	件		1227697.00	1644561.00	
	目標達成率1 = /	%		104.40	139.84	
	目標値2	件		120.00	120.00	
	実績2	件		63.00	161.00	
	目標達成率2 = /	%		52.50	134.17	
	目標値3	所		36.00	36.00	
	実績3	所		14.00	13.00	
	目標達成率3 = /	%		38.89	36.11	

主な取組み

福祉総合電話相談(161件)、成年後見・権利擁護相談(119件)、法律相談(8件)
 区立福祉施設に対する福祉サービス第三者評価(6所)、民間在宅福祉事業者に対するサービス評価受審費用助成(13社)
 学識経験者・専門家・社会福祉士等の外部委員を含めた検討委員会による、成年後見制度推進機関の設置に向けた検討(7回)
 成年後見制度周知用パンフレットの発行(10,000部)

課題

民間事業者における福祉サービス第三者評価の受審率は伸び悩んでおり、今後も受審を促進させていく必要があります。また、福祉総合電話相談も、困り事などの気軽な相談方法として、引き続き区民に周知していくことが必要です。
 平成19年4月には、社会福祉協議会に成年後見制度推進機関を設置しました。今後は、推進機関の運営体制を充実させていくことで、区民の方々にとって利用しやすいものにしていく必要があります。また、制度の更なる普及促進が求められます。

評価

総合評価	
福祉の新ホームページは、平成18年度のアクセス件数が160万件を超え、情報の提供機能の充実という視点から、有効に活用されているものと考えられます。 福祉総合電話相談は、様々な相談の窓口としての機能を果たすとともに、寄せられた相談を通して利用者支援施策の充実を図るなど、福祉サービス利用者の保護及び利便性向上に寄与しています。 福祉サービス第三者評価は、先駆的に普及促進に取り組み、一定の成果を上げました。しかし、民間事業者における福祉サービス第三者評価の受審率は伸び悩んでおり、今後も受審を促進させていく必要があります。 成年後見制度を利用する人は増加することが予想され、推進機関を設置して総合的に支援していくことは、区民の福祉増進に寄与するものと考えられます。	B

今後の取組み・改革の方針

民間事業者における福祉サービス第三者評価は、福祉サービスの質の継続的な向上のために、その意義を普及啓発し、引き続き受審を推進していきます。
 相談事業のうち「成年後見・権利擁護相談」は、平成19年4月から社会福祉協議会に設置した成年後見制度推進機関において実施しています。今後は、推進機関における運営体制を充実させ、制度を利用する人を支援するしくみを構築していく必要があります。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
利用者支援の充実	B	13		
成年後見制度の利用促進	B	15		